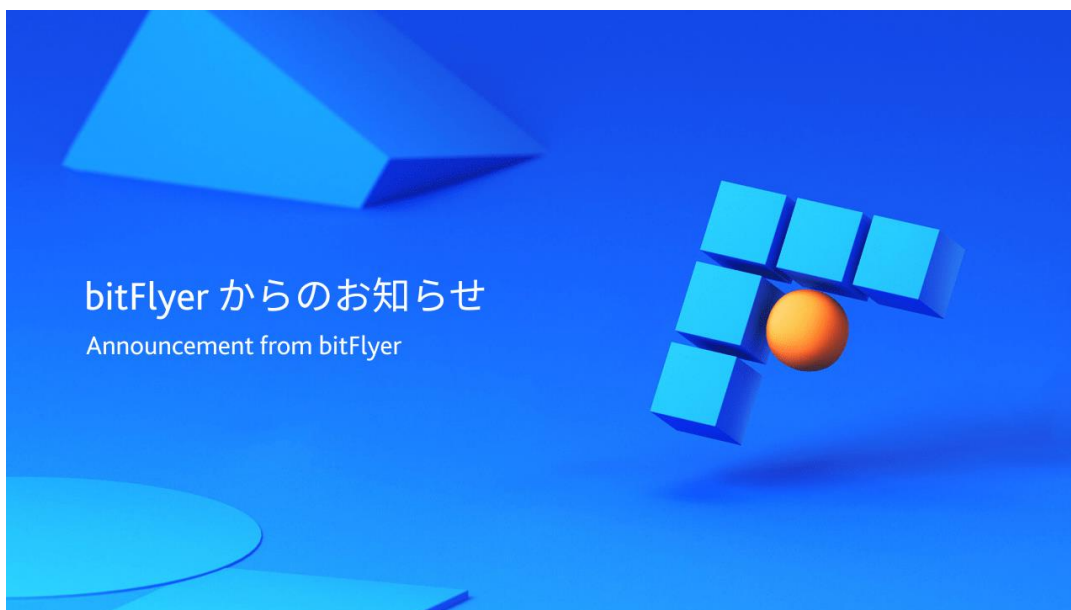


2024年8月27日  
株式会社 bitFlyer

各位

イーサリアム (ETH) ステーキングサービス提供と  
bitFlyer Crypto CFD における取扱い銘柄の拡大  
予定のお知らせ



株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、イーサリアム (ETH) のステーキングサービスの提供の開始、及び bitFlyer Crypto CFD の取扱い銘柄数の拡大を予定していることをお知らせします。

■ 当社のステーキングサービス

ステーキングとは、Proof of Stake のコンセンサスアルゴリズムを採用するブロックチェーン上で発行される暗号資産について、暗号資産を一定期間「預ける」ことで、その対価として報酬を受け取ることができる仕組みです。

当社は、お客様から預かった ETH をまとめてブロックチェーンネットワークにステーキングし、そのネットワークから得られる報酬を受け取ります。お客様には、受取った報酬から手数料等を差し引いた数量をお客様の口座に分配します。

お客様は当社の口座に ETH をお持ちいただくことで、この仕組みを通じて報酬を得ることが可能になります。

※当社におけるステーキングサービス開始時に、ステーキングに関する注意事項を案内させていただきます。実際に利用される際は、当該注意事項をご確認いただくようお願いいたします。

## ■ bitFlyer Crypto CFD

当社の bitFlyer Crypto CFD は、2024 年 3 月のリリース以来、多くのお客様にご利用いただいております。お客様からは、新たな暗号資産の取扱いや、新たな取引手段の拡充を望む声が寄せられており、まずは取扱い銘柄数の拡大を予定しています。

## ■ 具体的なスケジュールと今後

当社のステーキングサービスは、2024 年内にご提供を開始する予定です。具体的な日付、詳しい情報やステーキングの手順については、順次発表してまいります。

bitFlyer Crypto CFD の取扱い銘柄の追加時期や詳細については、決定次第速やかにご案内いたします。

当社は、常にユーザーのニーズを最優先に考え、暗号資産取引をより便利で革新的なものとするため、サービスの向上に取り組んでおります。今後も、計画的にサービスの改善と取扱い銘柄の拡充を進めてまいります。

### 株式会社 bitFlyer について

「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ 2014 年に設立され、兄弟会社である bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産取引事業を展開し、お客様にご愛顧いただき、ビットコイン取引量 8 年連続 No.1\* を達成しました。

暗号資産交換業者および第一種金融商品取引業者として、サービスの拡大・改善を続け、一人でも多くのお客様にご満足いただける流動性の高い暗号資産取引所を目指しています。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

\* 国内暗号資産交換業者における 2016 年～2023 年の差金決済および先物取引を含んだ年間出来高。  
(日本暗号資産取引業協会が公表する統計情報および国内暗号資産交換業者各社が公表する取引データに基づき当社にて集計。日本暗号資産取引業協会の統計情報については 2018 年以降分を参照)

【注意事項（よくお読みください）】

- ・暗号資産は法定通貨ではありません。
- ・暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。
- ・暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の50%以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の2倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください。
- ・販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です。
- ・契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください。

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会かつ金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>